





\* 税務調査 \*

最新事例のご紹介！

あなたは大丈夫ですか？

①金地金の売買取引で、①税務調査を受けた？②譲渡損でも申告が必要？

①の事例は金地金等を一定期間預けることにより受け取る消費寄託料(リース料)が雑所得となります。株式取引であれば、証券会社に源泉徴収ありの特定口座を開設している場合、確定申告は不要とすることが出来ます。しかし、金・プラチナ取引は売却をした場合、譲渡所得の申告の必要があります。

金地金・プラチナ地金・金貨等の売買については、一度の取引で200万円を超える売却をした場合(買取手数料等を差し引く前の金額)、それらの取引を扱う会社から税務署へ支払調書が提出されます。

尚、総合課税の譲渡所得は「収入金額ー取得費ー50万円」で、所有期間が5年を超える場合は、所得金額を1/2にできません。

②の事例は金の購入価額より売却価額が低い譲渡損だったので申告する必要がないと思いき、特に会計事務所に話さなかったため、申告しなかった事例です。税務署は支払調書から金の売却額を把握しているため、赤字であることを証明できる書類を事前に提出していたければ検討しますとのことでした。

早速、金の売買に関する書類をご用意して頂き、税務署に提出しました。損失は明らかであることが確認できたので、訪問調査を回避できた例であります。

②業務委託契約書の落とし穴！

印紙税を見くびると税務調査が入ります。

業務委託契約書の印紙税について税務調査が行なわれた事例をご紹介します。

○調査内容

契約書の収入印紙の貼付で外注先(個人)とS社の不動産業務の「業務委託契約書」について、印紙税をめぐり税務署と当事務所との見解に相違がありました。

税務署の見解は、「継続的取引の基本となる契約書(第7号文書)」の課税文書(印紙税4,000円)になるのではとのことでした。

当事務所としての見解は、契約書は委任契約としての内容で、外注先へは業務を委任し、便宜上「業務委託契約書」という一般的によく使用されている表題を使用しただけであり、委任契約であると認識。

○結果

税務署内でもいろいろと調査したところ第7号文書ではないかという見解もありましたが、今回は指導するという形では認められ、今後は検討して下さいということになりました。

今回の調査で最終的にメインとなったのが、「業務委託契約書」が印紙税法上の第7号文書で、課税文書(印紙税4,000円)にあたるか、それとも委任契約で非課税文書(印紙税0円)になるかでしたが当事務所の主張が認められ結果的に「申告は認められました」。

—税理士法人鳥山会計 ホームページのご紹介—

- ・ 税理士法人鳥山会計  
志木オフィスの公式ホームページ  
<http://www.toriyama-k.jp/>
- ・ 税理士法人鳥山会計  
池袋オフィスの公式ホームページ  
<http://ikebukuro.toriyama-k.jp/>
- ・ 闘う！税務調査ナビ  
税務調査に関する情報を掲載  
<http://www.tk-zeimuchosa.com/>
- ・ むさしの相続相談室  
相続税・生前対策に関する情報を掲載  
<http://www.musashino-ss.com/>
- ・ 税理士・大家  
究極の不動産投資法を公開中  
<http://www.zeirishi-ohya.com/>

お客様に喜んで頂ける情報が満載です。是非ともHPご覧下さい。



INFORMATION

事務所創立30周年記念パーティーを下記の日程で開催いたします。

日頃お世話になっております顧問先様並びに関係者の皆様、是非ともご参加お待ちしております。

日時：平成28年10月22日(土)  
PM6:00開始  
場所：ホテルメトロポリタン(池袋)  
大宴会場 富士の間 (3階)

共催 事業支援コンサル有限公司  
東京エネルギー企業組合  
株式会社ライフデザイン武蔵野  
株式会社サクセスクリエイト  
S.T不動産株式会社  
合同会社鳥山不動産管理